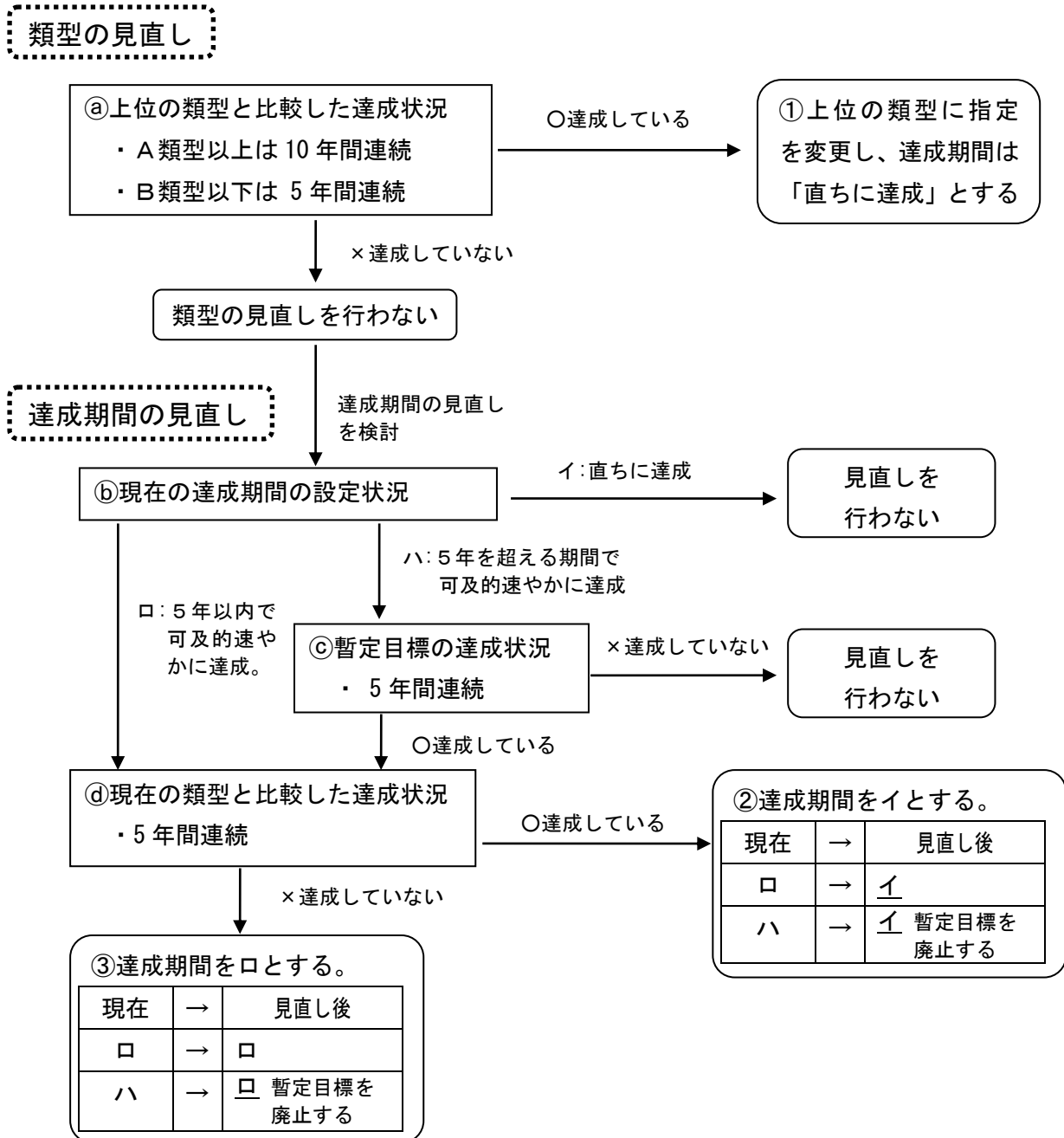


第 17 回香川県環境審議会生活環境部会 (H25. 2. 7) 資料 6 より抜粋

1. 本県における類型指定見直しの基本的な考え方



(注) 達成の判断は全項目 (pH, DO, BOD, SS, 大腸菌群数) の 75%水質値と基準値の比較で行う。

75%水質値: 年間の日間平均値の全データを水質のよいものから順に並べ 0.75 × n 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値をもって 75%水質値とする。